

平成28年度 南魚沼市立ゆきぐに大和病院医療事故等の公表について

ゆきぐに大和病院では、医療の透明性を高め、市民・患者さんの知る権利に応えるなど、社会的責任を果たすことを目的として、「医療安全公表基準」を策定しております。この公表基準に基づき、平成28年度の医療事故等を公表いたします。

平成29年5月23日

南魚沼市立ゆきぐに大和病院
病院事業管理者 宮永 和夫

平成28年度 医療事故等発生件数（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

医療事故の件数と代表的事例

患者 影響度	件数	代表的事例と対応策
3 a	1 2	94歳女性。入院時にリストバンド装着した。その後更衣のため袖を脱がそうとしたところ、リストバンドで擦れて表皮が剥離した。入院前に皮膚が弱く皮膚が剥離したことの情報はあったが、確認したところ皮膚の状態は問題なかったため、規定のリストバンドを装着した。 [対応策] 高齢者は表皮が弱いことが前提で、リストバンドを身体に装着ができない時は、ベッドに貼り付けることとし、患者が移動する時はリストバンドも一緒に移動させることにした。
3 b	3	81歳女性。深夜0時21分体位変換のため訪室すると、人工呼吸器のマスクの固定用具が外れて、枕元に伏せた状態になっていた。呼吸器作動中だったがアラームは鳴らなかった。患者の呼吸状態が一時低下し、生命に危険な状態に陥った。 [対応策] 病室を1時間毎に訪室することとし、人工呼吸器装着中は必ずモニター管理をすることにした。 マスクが外れた時点でアラームが鳴らなかった原因を業者・医師・臨床工学技士で検証し、アラーム感度を最大限に設定した。
4	0	
5	0	

医療事故等の分類

患者影響度の内容に応じて分類しております。

患者影響度	内 容
0	エラーや医薬品・医療用具の不具合があったが、患者へは実施されなかった。
1	身体への影響はない（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
2	軽度な身体障害がある（観察の強化、バイタルサインの変化、検査の必要性が生じた）
3 a	軽度な身体的障害があり、簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、鎮痛剤、皮膚の縫合など）
3 b	高度な身体的障害があり、濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、骨折、手術、入院日数の延長、入院など）
4	身体的障害があり、後遺症が一生続く
5	死亡に至った